

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 23 | 子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)に関する事務【令和5年3月31日終了】 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区区民部経済課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

文京区長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)に関する事務【令和5年3月31日終了】 |
| ②事務の概要 | <p><制度概要></p> <p>【住民税非課税世帯等臨時特別給付金】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給する。</p> <p>【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金】 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円を給付する。</p> <p><事務内容></p> <p>1 住民税非課税世帯への支給</p> <p>① 対象者の抽出 ② 確認書の送付 ③ 給付金の支給</p> <p>2 家計急変世帯への給付</p> <p>① 申請書の受理 ② 給付金の支給</p> |
| ③システムの名称 | 中間サーバプラットフォーム、団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 給付金支給対象者台帳情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の101の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の121の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 区民部経済課 |
| ②所属長の役職名 | 区民部経済課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|---|
| 請求先 | 文京区民部経済課 112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 問合せ先電話番号 03-3812-7111 |
|-----|---|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|---|
| 連絡先 | 文京区民部経済課 112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 問合せ先電話番号 03-3812-7111 |
|-----|---|

II しきい値判断項目

1. 対象人数

| | | |
|------------------|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年9月30日 時点 | |

2. 取扱者数

| | | |
|------------------------|--------------|------------------------------|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年9月30日 時点 | |

3. 重大事故

| | | |
|--|----------|--------------------------|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
|--|----------|--------------------------|

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

| |
|--------------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |
|--------------------------|

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------|---|--|------|-----------------------|
| 令和4年7月25日 | I-1-①事務の名称 | 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等臨時特別給付金)に関する事務 | 子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等臨時特別給付金)に関する事務 | 事後 | 特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出 |
| 令和4年7月25日 | II-1、2 いつ時点の計数か | 令和3年12月10日 時点 | 令和4年6月1日 時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出 |
| 令和5年1月16日 | I-1-①事務の名称 | 子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等臨時特別給付金)に関する事務 | 子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)に関する事務 | 事後 | 特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出 |
| 令和5年1月16日 | I-1-②事務の概要 | <p><制度概要> 【住民税非課税世帯等臨時特別給付金】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給する。</p> <p><事務内容> 1 住民税非課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書の送付 ③ 給付金の支給 2 家計急変世帯への給付 ① 申請書の受理 ② 給付金の支給</p> | <p><制度概要> 【住民税非課税世帯等臨時特別給付金】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給する。</p> <p>【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金】 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円を給付する。</p> <p><事務内容> 1 住民税非課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書の送付 ③ 給付金の支給 2 家計急変世帯への給付 ① 申請書の受理 ② 給付金の支給</p> | 事後 | 特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出 |
| 令和5年1月16日 | I-3 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表別表第一の100の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表別表第一の101の項 | 事後 | 特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出 |
| 令和5年1月16日 | II-1、2 いつ時点の計数か | 令和4年6月1日 時点 | 令和4年9月30日 時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出 |
| 令和5年1月27日 | I-3 法令上の根拠 | 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条 | 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 | 事後 | 特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出 |
| 令和5年6月30日 | I-1-①事務の名称 | 子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)に関する事務 | 子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)に関する事務【令和5年3月31日終了】 | 事後 | 特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出 |